

令和4年度から児童手当の制度が一部変更になります。

① 所得が基準額以上の世帯は、  
特例給付が受けられなくなります。

② 現況届の提出が原則不要になります。  
(裏面参照)

### ① 所得の基準額について

令和4年10月支給分(6~9月分)から、児童を養育している方の所得が下記表のB以上の場合、児童手当等は支給されません。

【注意】児童手当等が支給されなくなったあとに所得がBを下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

#### ◎ 児童を養育している方の所得が、下記表の

**A未滿の場合**→児童手当(児童1人当たり月額10,000円又は15,000円)

**A以上B未滿の場合**→法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)

**B以上の場合**→支給なし

	A所得制限限度額		B所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれて いない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万 円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万 円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万 円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万 円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

裏面に続きます。必ずご確認ください!

## ②現況届について

東神楽町では、令和4年度から受給者の現況を住民基本台帳等で確認できる場合は現況届の提出を不要とします。

受給者の**現況を確認できない次の場合**は、現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力等により、**住民票の住所地が東神楽町と異なる方**
- ② 支給要件児童の**住民票がない方**
- ③ **離婚協議中**で配偶者と別居されている方
- ④ **法人**である未成年後見人、**施設・里親**の受給者の方
- ⑤ その他、東神楽町から提出の案内があった方

現況届の提出が必要な方へは現況届の案内を同封しています

次の**変更事項**があった方は届出が必要です。

- ① **東神楽町外**に住民票がある配偶者や児童の**住所が変わった**とき（国外転出入を含む）
- ② 児童を**養育しなくなった**ことなどにより対象となる児童がいなくなったとき
- ③ 受給者の加入する**年金**が変わったとき
- ④ 受給者が**離婚し**、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 受給者が**結婚**したとき
- ⑥ **受給者**や**配偶者**が**公務員**になったとき

①～⑥に該当する方は、届出が必要です。忘れずに届出をお願いします。



### 公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、その翌日から**15日以内**に東神楽町と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

### 支払通知書について

児童手当・特例給付の定期支給の際、支払通知書を発送していましたが、支払通知書の送付を廃止します。令和4年6月定期支給以降は、通帳を記帳していただき、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

※通帳には「ヒガシカグラチヨウジドウテアテ」と印字されます。



お問い合わせは



東神楽町健康ふくし課社会福祉係窓口  
電話：0166-83-5430